

会議録（要点記録）

会議名称	令和4年度 第2回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会		
開催日時	令和5年2月3日（金）18:00～19:40		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者等	委員：副島会長、富永副会長、鴻丸委員、小林委員（欠席）、岸野委員、石川委員、砂川委員、岡委員、名取委員、新井委員（欠席）、小暮委員、渡邊委員 事務局：自立生活支援課長、相談支援係長、相談支援係主査		
傍聴の可否	可	傍聴者数	3人
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 医療的ケア児に関するコーディネーターの設置について (2) 会議録の作成方法について (3) その他 3 次年度の開催予定について 4 閉会		
配布資料	資料1 医療的ケア児に関するコーディネーターの役割について（案） 資料2 小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱（案） 資料3 小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業 委託仕様書（案） 資料4 第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会 会議録（未定稿） ※ 資料4は当日配布のみ		

令和4年度第2回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会

日 時 令和5年2月3日(金)午後6時から

場 所 本町暫定庁舎・第1会議室

出席委員 10人

会 長 副 島 賢 和 委員

委 員 鴻 丸 恵美子 委員 富 永 智 一 委員

岸 野 奈 美 委員 石 川 敦 子 委員

砂 川 愛 委員 岡 陽一郎 委員

名 取 知 子 委員 小 暮 佳 弘 委員

渡 邊 孝 之 委員

欠 席 小 林 真理子 委員 新 井 しのぶ 委員

事務局職員

自立生活支援課長 天野 文隆

自立生活支援課相談支援係長 小池

自立生活支援課相談支援係主査 本木

傍 聴 者 4人

(午後6時00分開会)

◎**会長** 皆さん、こんばんは。お寒い中、ありがとうございます。

では、ただいまから令和4年度第2回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会を開会いたします。

会議を始める前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

◎**事務局**

本日配付しております資料は、本日の次第「資料1 医療的ケア児に関するコーディネーターの役割について(案)」「資料2 小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱(案)」「資料3 小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業委託仕様書(案)」「資料4 第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会会議録」。

以上、次第を含めまして5点でございます。不足等ございましたらお知らせください。大丈夫でしょうか。

確認は以上になります。

◎**会長** 皆さん、大丈夫ですか。

では、早速議題に入りたいと思います。医療的ケア児に関するコーディネーターの設置について、1つ目の議題です。

前回の協議会で皆様に御意見をいただいた案件ですが、事務局から改めて補足説明があればお願いしたいと思います。

◎事務局

資料1、医療的ケア児に関するコーディネーターの役割（案）を御覧ください。

前回の協議会では、医療的ケア児コーディネーターの役割につきまして御意見をいただき、ありがとうございました。こちらの資料1につきましては、前回、同様の件名の資料を提出したところですが、前回の意見を踏まえて修正した箇所を太字で記載したのになります。

まず1点目は、医療的ケア児全般に係る相談窓口としての役割、こちらは最も重要な点だと思っていたものの、明記されていなかったもので、一番上に記載をしております。

次に、全般的な役割の4つ目、前回の資料では、単に「関係機関への指導又は助言」としておりましたが、実際にコーディネーターをされている方のお話として、医療的に必要な指導とか助言という具体的な内容もありましたので、それを踏まえまして「対象児に必要な支援及び設備等に関する」という内容を追記しております。

次に、入院時の支援についてですが、乳児期以外にも、入退院が必要なき時はあるので、全ステージで支援が必要ではないかという御意見をいただきました。もともとの想定として「医療機関との継続的な連携及び調整」は記載しておりましたので、こちらに含む形で修正をしております。

一方、生まれた後、最初に地域に出る際の支援というのは特に重要とも思われますので、乳幼児期の記載はそのまま残してあります。

最後に、学齢期における「施設や設備等の相談」についてですが、こちらは、学校と保護者との調整に含むものと考えておりましたが、保護者、学校ともに負担が大きいといった御意見もありましたので、具体的に明記することとしております。

続きまして、資料2、小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業実施要綱（案）を御覧ください。

資料1の役割について、実際に事業所へ委託する際に、市と事業所が共通の認識を持つため、あるいは、対象の児童がどのような支援を受けられるのかということ、対象者以外の一般の市民の方も含め、明確に示すために、事業の実施に関する取決めについて規定したものでございます。

したがいまして、本日の協議では、資料1の内容を踏まえた規定になっているかの確認をお願いしたいと思います。具体的な条文としては、第4条、事業内容についての規定でございます。

また、支援の対象とする医ケア児について、第3条に規定してございまして、具体的には、別表という形で2枚目の裏面に記載してございまして、こちらにつきましては、医療関係者の立場、あるいは実際に関わる事業所の立場などから、一般的に対象とされる内容に漏

れないか、また、逆に、対応が困難で削除したほうがよいものなどがないか、そういった確認をお願いしたいと思います。

なお、こちらにつきましては、コーディネーターに、この記載の医療行為ができることを求めるという意味ではなく、支援対象児として含める範囲ということで例示したものでございます。また、共通の認識として最低限記載しておいたほうがよいだろうというレベルのもので、第3条第2項に規定しておりますとおり、ここに記載した以外の内容についても、必要に応じて対象とすることができるという前提で御確認をお願いします。

また、対象児に関する情報について、市及び事業所が把握し、管理する内容として、様式第1号として3枚目に記載をしております。こちらについて、支援記録により管理する項目として、これで足りているかどうかということにつきましても御確認をいただきたいと思っております。

4枚目の様式第2号、こちらは、対象児の情報について、本協議会で共有することを可能にするため、あらかじめ本人またはその保護者から同意をいただくための書式でございます。

なお、こちらの要綱案につきましては、まだ担当者レベルの案でございまして、具体的な語句や言い回し等につきましては、公式文書を管理している部署における審査の過程で今後調整することになることを御了承いただきたいと思っております。

最後に、資料3、小金井市医療的ケア児コーディネーター配置事業委託仕様書（案）を御覧ください。

こちらは、資料2の内容のうち、契約上必要な事項を抜粋して示すとともに、支払いの方法や履行に当たっての留意事項等を示したもので、資料1及び2の内容を基に、契約を所管する部署との調整で決まる手続上の書類として、参考に配付したものでございます。

資料の説明は以上です。

◎会長

私がまだ追いついていなくて、皆さん、大丈夫でしょうか。

では、今のいただきました資料に基づきまして、一つ一つ確認をしていきたいと思っております。

まず、資料1でございますが、前回で意見を出したのに反映が漏れているものはありませんでしょうか。また、あるいは、協議終了後、気になったことなど、役割について加えたほうがよいと思うものがないか、そのほかはないか御確認をお願いいたします。

資料1については、まず1点目の太字ですけど、医療的ケア児に係る相談窓口という役割を加えていただいております。

それから、2つ目が、項目4、対象児に必要な支援及び設備に関するという文言を追記していただいております。

そして、3つ目が、対象児が利用している医療機関との継続的な連携及び調整について、

入退院時の支援も含むという文言を入れていただいています。

以上ですが、この3つに関して、何かありましたら御意見、御質問をいただきたいと思っています。

なお、発言がある場合は、発言の前にお名前をいただきたいと思っています。

◎保健機関関係委員 別の内容について。

◎会長 お願いいたします。

◎保健機関関係委員

質問なのですけれども、下から2番目の「関係機関による協議の場」というのは、この会議のことを指しているのでしょうか。それとも、そのほかの支援会議とか、ケア会議とかいうものを指しているのでしょうか。そこを確認したいと思います。

◎会長 一般的な役割の下から2番目ですね。

◎保健機関関係委員 はい。

◎会長 「関係機関による協議の場」というものはどこを指しているのかということ。お願いできますでしょうか。

◎事務局

ここの協議の場とは、この委員会のこと、この協議会のことを指しております。

◎保健機関関係委員

この協議会への出席ということは必要だと、もちろん思います。そのほかに、医療的ケア児の方に関わる関係機関と個別の支援会議とか、ケア会議とか、そういったことの場にも出席していただく必要があると思いますし、場合によっては、そういう会議を主催、開催していただく必要もあるのではないかと思います。

医療機関から退院されるときには、大体、医療機関主催の退院カンファレンスというのが実施されまして、そこに関係機関が集合して、退院後の支援について検討する場があります。それから、計画相談の方がつく場合には、計画相談の方がそういった会議を開催していただく場合もあります。

ですが、計画相談の方もついていないような場合には、開催するところがなかなかありません。保健所のほうで実施している重症心身障害児等訪問看護事業を利用している場合には、保健所が開催する場合がありますけど、全ての方に関わっているわけではないので、どこもそういった会議をしない場合には、医療的ケア児コーディネーターの方が開催していただけると助かるなと思います。

◎会長

◎事務局

今おっしゃられたような個別の会議等々につきましては、関係機関との調整に含むものだと事務局としては考えています。要綱のほうでは、第6条で関係機関との連絡調整ということで、「各関連分野の関係機関等との密接な連絡調整に努め、連携して事業を行うもの

とする」というところがありますので、その辺で含めていると認識しているところです。

◎**会長** 資料2の第6条の「関係機関等との密接な連絡調整に努め」というところに、今、保健機関関係委員さんからいただいた、主催するとか、関係機関の話合いに出席するとか、退院カンファレンスを行うというのは、ここに含めるという扱いでよろしいでしょうか。

◎**保健機関関係委員** やっていただければ……。

◎**会長** 開いていただけたらということですので。そうですね。退院カンファレンスなどはコーディネーターさんがやっていただくと、出席していただくことと思いますが。御質問確認ができました。

ほかの委員の皆様、まず最初の資料1に関してはいかがでしょうか。

◎**障害福祉機関関係委員**

入退院支援とはどこまでを実施するのかちょっと知りたくて、生まれて、地域に戻るときの退院の調整とか支援を行うのか、体調不良のときに入退院をするときにも関わっていくのかということを知りたいなと思ひまして、お願いします。

◎**会長** お願いします。

◎**事務局**

一応、今、事務局でイメージしているのは、手続だったり、行き先、受け入れていただける場所はどこがあるとか、そういったところをイメージしていて、医学的に必要な部分は、あくまでやっぱり医療機関のことだと思っていますので、そこにつなげる調整みたいなものをイメージしております。

◎**事務局** 補足させていただきます。

比較的大きな総合病院ですと、医療相談室に相談員さんがいらっしゃいますので、そういった方と、こういったサポートが必要かというような個別の支援の話ですとか、あと、病院との調整、そういったところも含めて、ここは明記しております。

以上です。

◎**会長** 障害福祉機関関係委員のイメージしているのは、どんな感じだったのでしょうか。

◎**障害福祉機関関係委員**

おうちに戻って、体調が悪いなみたいになったときも関わっていくのかなと思ったりとか、ちょっと体調が悪くて入院するみたいになったときとかも関わりながら、病院の調整とかもするとなるとすごいことになりそうだなと思って。そういうわけではなくてという感じなのですよ。

◎**事務局** 一応コーディネーターの条件として、保健師ですとか訪問看護師の資格を想定しておりますので、その範囲内で対応できることであればお願いすることになりますでしょうし、これは医療機関でないと手に負えないよということであれば、つなぐということになりますでしょうし、その辺はケース・バイ・ケースになってくるかと思っています。

◎**障害福祉機関関係委員**

また、体調不良のときとかの相談役にもなるみたいな感じなのですかね。

◎事務局 そうですね。実際のその後のケアそのものというよりは、その対応をどうするかという割り振りも含めた、そういった役割をイメージしています。

◎障害福祉機関関係委員 分かりました。

◎会長

何かイメージとしては、退院というのはすごく浮かぶのですが、入院時にも相談をすることができるということでしょうか。

◎事務局 一応、医療機関との連絡調整ということでイメージしておりますので、一度退院されて、また必要に応じて入院するときの手続も含めて関わっていただきたいというイメージです。

◎会長 大変になりそうですか。

◎障害福祉機関関係委員 分からないですけど、いや、大変だろうなと思って。

◎会長 お仕事の量とかが。

◎障害福祉機関関係委員

そうですね。体調不良のときも、一人で関わるわけなので、医療ケアの子を何人も持つとなると、こっちも具合が悪い、こっちも具合が……。何人も持つとなると、こういう寒い時期とか、体調を崩す子はたくさん出てくるので、この子も、この子も、この子も、その入退院のお手伝いだったり支援だったりをするというのは、なかなか大変なのだろうなというのは、今ちょっと、見て思ったのですが。

◎会長 窓口という感じなのですかね。調整するための窓口という。

◎事務局 そうですね。窓口というイメージです。

◎会長 そこに連絡すると、そこから調整に入っていきよという形ですかね。そのぐらいの感じだと、いけそう……。

◎障害福祉機関関係委員

イメージがあまり湧かなくて、この文章の中で。

◎会長 いえいえ、行政文書なので。

◎障害福祉機関関係委員

体調が悪いです、じゃ、受診したほうがいいですよという助言なのか、それ以上のことをして、病院とも調整して、この子を入院させてくださいという形にするのか、どんな感じなのだろうというふうに。

◎保健機関関係委員

医療的ケア児の方が地域で生活するときには、訪問看護さんが入っていたり、それから訪問診療の先生がいらしたりしていますので、体調が悪いときにはまず、訪問看護さんに相談して、訪問看護さんが先生に相談をして、入院するとか、どうするとかということが大抵は決まってくると思います。

医療的コーディネーターの方に相談になるとしたら、例えば、ショートステイのこととか、病院に二、三日とか、ちょっとの間、お母さんがどこかへ行かなきゃいけないとか、ちょっと具合が悪くて検査しなきゃいけないとか、そういうときにどうしましょうとか、相談が入ったりすることはあると思います。

体調が悪いときは、どちらかというとお医者さん、それ以外の入退院のときには時間があったりもするので、入院ですね、医療的コーディネーターの方が相談に乗ってくださると助かるのじゃないかなと思います。

◎**会長** 自分も専門じゃないところ、何となくぼんやりしているので、今みたいな御意見、とてもありがたいです。

◎**保健機関関係委員** 2人がいらっしゃるといいのだけど。

◎**会長** ああ、なるほど。いかがでしょうか。

お願いします。

◎**障害福祉機関関係委員**

すみません、私もちょっと質問なのですけれども、2点目の「対象児の把握及び対象児情報の登録並びに管理」ということなのですが、何か前回の会議の場で、行政と同等のレベルでその管理を行うという話が出ていたと思うのですけれども、サービスを使っている方であれば、例えば契約して、個人情報の同意書をいただいて管理するということはやっていますが、サービス未利用の方の個人情報の管理というのは、結構難しいのではないかなと思っていました。

その上にある「全般に係る相談窓口」ということで、もしサービスをすぐに使わなければ、基本相談というか、相談窓口として対応するのだと思うのですけれども、相談のタイミングというのは、親御さんの意思というか、こちらが決めることでもないのかなと思ったりして、情報をお話ししたくないと、まだ話したくないという親御さんの気持ちもあつたりすると思うのですが、そういったところで最初からコーディネーターが管理していくのか、それとも、その辺のところは行政が主導権というか、メインでやっていくのか、その辺が、親御さんの気持ちってすごく、障害の受容だとか、やっぱりすぐに受け入れられなかったりする場合もあると思うのですけれども、すごくデリケートなところなのかなと思ったので、ちょっとすみません、質問させていただきました。

◎**会長** 個人情報のことも含めてということですね。

お願いいたします。

◎**事務局** 今、障害の受容とか、そういったお話をいただきましたけれども、あと、サービスの利用ですとか、その辺の話なのですけれども、逆に言うと、そういうのがあるために、行政で把握できていない方はたくさんいらっしゃると思っているのですね。

今、うちのほうで、アンケートだったり、またはサービスを利用しているという意味で把握できているのが、8人ぐらい……。

今10人前後というところなのですけれども、この事業を進めるに当たって相談させていただいている事業所さんの肌感覚で言うと、今30名程度ということを経前の協議会でも話させていただいたと思うのですけれども、ということは、その差の20名程度というのが、サービスの利用がまだ必要ない方もいらっしゃるかもしれませんが、利用を避けている人もいないというところでは把握できていない方がいる。そういう方も含めて把握していただいて、適切にサービスにつなげていこうというものでございます。

今、資料1のほうだけ先に協議していただいておりますけれども、資料2の3枚目に「支援対象児支援記録」というものがあります。こちらを使っていただいて、コーディネーターのほうで、行政が把握できていない方も含めて、もちろん本人の同意が必要ですが、把握していただいて、4枚目の、次の様式第2号で、その情報の共有について御理解いただけるかということで同意書を取って、同意していただける方については、こちらの協議の場でも支援の題材としてお話をさせていただくと、そういうようなことを想定しております。

◎**会長** いかがでしょうか。この後、後ろの様式についても皆様に御検討いただきますので、こういうところは必要じゃないかとかいうことがありましたら、またそのときに出していただけたらと思います。

ほかに、資料1について。

では、この内容（資料1）を担っていただくという前提で、資料2の確認に移りたいと思います。

事務局さんのほうで確認を求めているのは、資料2は、まず、第4条の事業内容についての規定です。資料1の内容で網羅されているか。また、専門的な意見を求めている点としては、2点目ですけれども、2枚目の裏面にある別表（第3条関係）というところの支援の対象とする医療的ケアの例示は妥当であるかどうか、御専門のお立場から教えていただけたらと思います。そして3つ目が、3枚目の様式第1号のところの「支援対象児支援記録」についての記載、この項目、そしてほかにも管理したほうがよい項目があるかということでございます。御意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。どうぞ。

◎**医療機関関係委員**

この表というのは、保護者が書くのですか、それともコーディネーターが入ったときに書くのか。

◎**会長** この様式第1号の記録ですね。

◎**医療機関関係委員** そうです。

◎**会長** この記録は誰が記入するかという御質問をいただきましたが。

◎**事務局** 対象の方を聞き取りながら、コーディネーターが書いて管理していくようなイメージです。

◎会長 ということですが。

◎医療機関関係委員

ということは、コーディネーターが、先ほどの説明だと、各ライフステージにおいて介入するのか、何か全体的に把握をしたいという市の意向があるとしたら、全員に聞き取りに回るという形で大丈夫なのでしょうか。

◎会長 これを持って、関わる御家庭に全部聞き取りに行くという形になるよということですか。

◎医療機関関係委員

そうですね。先ほどだと多分、市で把握していない医療的ケア児も把握したいという意向があると思いますけれども、受皿になるところは、どの時点でどこが行うのかというのがちょっと、まず、僕は分かっていなくて。

◎会長 私もよく分かっていないのですが。行政に上がってくる子供たちは、コーディネーターが一定できるけれども、ちょっとその手前で躊躇していらっしゃる御家庭とか親御さんたちの声を、それは先ほど障害福祉機関関係委員がおっしゃったところとつながると思うのですが、どうやって把握していくのかということも含めて、どのようにしていけばいいかということですか。

◎医療機関関係委員 そうですね。

◎会長 どうぞ、お願いします。

◎事務局 事務局でございます。

様々なルートで把握をすることを想定しています。手帳はまだ持っていない、療育的なサービスも希望はしていないという方もいらっしゃいます。でも、実際には医療的ケアがあるようなお子さん、そういった場合、健康課ですとか、何らかの形で出生時からフォローをしておりますので、そこで情報を持っていたりしますと、自立生活支援課に何かの形で連携情報が入ってまいります。そういったときに保護者の方に相談を勧めて、こちらで把握すれば、自立生活支援課からコーディネーターのほうに、保護者の了解もいただきながらつなぐということもあるかと思っておりますので、そこは横の連携を深めながら、何らかの形で情報をキャッチしたら、説明を丁寧に行っていくようなイメージでございます。

以上です。

◎会長 よろしいでしょうか。

◎医療機関関係委員 役所の中での周知徹底が必要になってくると。

◎会長 はい。あと、今お聞きしていただいたのですが、学校で把握していて、行政が把握していないお子さんって、基本的にいないですよね。そういうサービスを受けようとしな御家庭はあるのかもしれないのか。どうなのだろう。

◎教育機関関係委員 ケースとしては恐らくないとは思いますが、ただ、ケースとしてはないとは思いますが、そういう御家庭があれば、何も支援を利用されないとかそ

うというようなケースがあれば、あり得るのかなとは思いますが。

◎**会長** そういう場合は、学校から、こういうケースが小金井市にはあるみたいですよ、みたいな話は別に、基本的にはしない。どうなんですかね。

◎**教育機関関係委員** いや、福祉課訪問というのが、学校でも保護者と一緒に行くことがあるので。

◎**会長** そういふのがあるのですね。

◎**教育機関関係委員** そこでうまくお伝えというか、つなげられればというのはありますが、福祉課訪問の目的は多分、そこはもう一回、各学校で何の目的でやって、ちょっと進路とか、そういうところの確認のためのつなぎだと思っておりますけど。

◎**会長** 院内学級に來ている子たちは、各自治体の支援につながっていない場合は、やっぱりメディカルソーシャルワーカーさんともつなげてというのを病院の中ではやったりしているので、何か、どうされているのかなとちょっと思っていました。ごめんなさい、ちょっと私が話をずらしてしまいました。すみませんでした。

◎**障害福祉機関関係委員**

すみません、またちょっと話が戻っちゃうかもしれないのですが、例えば退院時、サービスは使わないけれども、退院時に相談窓口として顔合わせをしたり、それから健康課から紹介されたりとかで、その親御さんにつながって、親御さんが相談したところからこれが始まるということよろしいですか。こちらが決めるわけじゃなくて、親御さんがここに相談をしたいと、相談をしたところから始まるという感じでよろしいでしょうか。

◎**事務局**

今おっしゃるとおり、こちらから強制できるものでは当然ないので、相談したいという意思があるのが前提だと思っております。ただ、今まではそういった窓口自体がなくて、どこに相談していいかも分からないような状況がありましたので、そこは一步前進できるのかなと思っております。

◎**医療機関関係委員**

これ、ちょっとよくある話だと、いいものを一応用意しました、いつでもかかれますよというのだと、結構かからない人が多いのが常で、今回の話だと、医療的ケアに実は困っているけれども、引っかけられていない人を見つけることが目的なのか、相談した人に何かメリットがあるような形で何かを提供することが目的なのかで、2つ走っているんで、どっちかに寄せないと、用意はしましたけれども、誰も知りません、誰もあまり活用していない、何もメリットがないから、目に見えるメリットですね。

困った人は必ず来るじゃないですか。でも、困っていないで、でも、困っていないわけじゃないのだけれども、何を相談していいかもちょっとよく分からない、言語化できていないお母さんとかは、これだとあやふやなので、引っかける目的なのか、来た人だけに提供するのか、分かっていると引っかけられないじゃないのか。

もし引っかけるのであれば、総体的に、例えば、高齢者のケアマネと一緒に介護で申請したら、すべからくここに引っかかるというふうにするほうがいいと思いますし、もし困っている人に何かを提供できますよとなれば、具体的に、何か目に見えるメリットが見えないと、相談しにくいという、少なくなってしまうのではないかなとちょっと思いました。

◎会長

困った人はつながりに来てくれるでしょう。でも、困っているけど、どうしようかなと思っている方を、つながってもらうためのメリットは用意したほうがいいのではないかなということ。そして、困っていないですという方たちも、実は行政としては把握しておきたいというふうに、困っていないですよと言っている人も把握しておきたいというのが行政としてはある。別に、そこに強制的に介入していくわけではなくて、いつでもいいですよというものを渡しておくのはメリットなのかな。でも、困っているけど、手を出せない、どうしたらいいのだろうと思っている人たちは、ぜひ、つながれるようなものが必要。

でも、これ、基本的に、コーディネーターにその役割を付与するのかどうかということですよ。今回は、コーディネーターの役割について考えることが、ちょっと私、分からなくなってきました。すみません。

◎事務局 コーディネーターを設置したいという一番のところは、いわゆる、まず、行政のサービスを受けるにしても、こういうサービスを受けるときはここ、こういうサービスを受けるときはここということ、役所の部署同士も、個人情報関係があつてなかなか連携が取れなかったりというような、いわゆるたらい回しになっちゃうとか、そもそもどこに行ってもいいかも分からない、そういった方々が相談できる、ここに行けばどんなサービスも紹介してもらえよというところを、まず、横のつながりをつけたいというのが一つ。

もう一つは、医療的ケア児を受け入れてくれる保育園がやっと見つかりました。その保育園を出ると、今度は学校を探さなければいけないといったところで、ライフステージが変わるたびに同じ説明を保護者の方は受入れ先にしなければいけない、そういった負担を軽くする。横だけではなくて、縦のつながりもつけていきたいというのがまずは目的です。

一方で、両方あるとぶれちゃうよというお話でしたけれども、今、把握できていない方なども、例えば医療機関との連携なんかを深めることによって、サービスを受けていないのだけれども、小金井市に住所がある方で、医療的ケアを受けている方がいるよというのが把握できれば、そういう方ともつながっていきたくて、そういうのをイメージしています。

◎会長 皆さんの頭の中でイメージは……。

◎障害福祉機関関係委員

まだもやもやとしているところが、いわゆる障害児相談支援事業所、ここのすみ分けといえますか、役割分担というのはどういった形になるのでしょうか。

◎会長 障害児相談支援所。

◎障害福祉機関関係委員

相談支援事業所ですね。中には通所先との調整とか、いろいろとかぶるところもあると思いますね。実際問題、看護師がいたりとか、医療的コーディネーターの研修も受けていたりとか、相談支援専門員の方がいらっしゃるのですけれども、そこら辺との役割分担といますか、仕事の流れですね。

まず、例えば、そこの相談支援事業所に来ました。医療的ケアが必要でした。そうしたときに、その情報をやっぱりコーディネーターさんに上げるのかというような道筋になるのかどうか。逆に、それ以降、相談支援事業所ではなくて、その所管がコーディネーターさんに移るのかとか、そういったところの仕事の流れがちょっともやっとしているかなど。

◎会長 その相談支援員さんとの情報共有をすることが前提で動くのか。

◎障害福祉機関関係委員

その後はコーディネーターさんが主導でやるのか、相談支援事業所側のほうに行くようになるのか……。

◎会長 なるほど。今現在、そういう役回りをしている人たちが実際にいらっしゃるわけで、その人たちとの情報の共有であったり、仕事の分担はどうなるかということですか。

◎事務局

相談支援事業所の役割と重なる部分は多々あると思います。それを公的に小金井市のコーディネーターとしてやっていただくということで、今現在も民間の事業所なんかには、東京都さんの講習を受けてコーディネーターの資格というか、受講済みの方というのはいらっしゃると思うのですけれども、そういう方がいる中で、公的な立場として、市に所属、所属とは、委託なので、ちょっと違うかもしれないのですが、市のコーディネーターとして仕事をさせていただく。その中で、つなぎ先として民間の相談支援事業所がある場合もあるでしょうし、コーディネーターさんの相談で足りる場合もあるでしょうし、コーディネーターということなので、相談支援に限らず、いろいろなサービス、どんなサービスをつなげていけばいいかというのを振り分けるというか、そういう役割のイメージです。

◎会長 いかがですか。

◎事務局 今、説明はちょっと難しいのですが、各事業所で相談支援をされている方というのは、当然そういう仕事をされていると思うのですけれども、それを市として一括して管理するというか、そういうイメージです。

◎障害福祉機関関係委員

そうすると、利用者の方には、医療的ケア児コーディネーターが市にあるから、そっちに行ってくださいということで、相談事はみんな、移すということなのではないでしょうか。公的なそういうコーディネーターさんがいらっしゃるので、民間の相談支援事業所から、こちらのコーディネーターのほうに、相談事はみんな、そっちに行ってくださいというふう

するのかどうか。

◎事務局 既に民間の相談支援事業所さんと契約して、受けている方については、そこへつなぐのも一つだと思っておりますので、コーディネーターの方が全ての相談に対応するというのではなくて、相談支援が必要な方には相談支援事業所を紹介する、そういうイメージです。

◎会長 コーディネーターさんは、相談員さんじゃないということでしょうか。

◎保健機関関係委員

相談支援員の方が関わってくださっていたら、きっとその関わってくださっている部分で足りるところのほうが多いと思うのですけれども、お子様によっては、サービスを利用されなくて、医療的ケア、訪問看護と訪問診療と、あと、専門医療機関だけとか、あと、ヘルパーさんが入っていたのだけれども、ちょっと関係が悪くなって切れてしまって、そうしたら計画相談の人と関われなくなっちゃったとか、小学校に行ったら、もうサービスを使わなくなっちゃって関われなくなっちゃったという人もいまして、そういうお子様のサービスの利用の如何にかかわらず、ずっと18歳まで続けて、間を埋めて支援していただけたらありがたいなと思います。

◎医療機関関係委員

話が1個前に戻っちゃうのですが、ごめんなさい、戻しちゃって。前の会議で、たしか医療的ケア児の定義というか、人たちは、例えば、ADHDだとかそういうことじゃなくて、処置が入るような子たちと言われたので、さっき、市の意図が、一応網羅的に、取りあえずまず、みんなに知ってもらって受け口をつくるというのであれば、どういう受け口がいいのかとちょっと考えていたのですが、例えば1歳6か月健診や3歳児健診もいいのかなど考えたのですが、医療的ケア児は、ちゃんと来ない可能性も高いなと思って、そうすると引っかけるとしたら、小児を診ている先生のところに、処置があるような子たちはいますかというときに、市のほうで情報をピックアップする形じゃないとちょっと難しいかなと今考えていました。意見です。

◎会長 小児科から行く形を。もう1本ルートをつくっていくということですね。

◎医療機関関係委員

ルートをつくっておかないと、網羅的に把握したいとなると、どうしても、どこで把握するかなとちょっと思って、そういう医療的ケアがあるということは、処置があるということは、その物品やら何かを手に入れなければならない、たまに、アマゾンでずっと買っています、みたいなお母さんはいるのですが、そういう子もいずれ風邪を引いたりとかして小児科にかかったりすることがあると思うので、そういう形がいいかなとちょっと今、考えていました。

◎会長 コーディネーターの役割というよりも。

◎医療機関関係委員 受け口の話です。

◎会長

市民の方が、あっと思ったときに、ふっとつながれるルートが幾つかあるといいですよ、何かここだけとかじゃなくて。そんなふうに思いますが。

その役割を、公的な役所の小金井市からつながっているということでコーディネーターさんという存在を位置づける。そこに相談ができるようにしておく。でも、そうすると、全員がそこに相談するとは限らないわけですよ。だから、本当に市として把握をする、もう全部把握するというのだったら、そういうことを決めないと、できないということですよ。でも、今、それをコーディネーターさんに全部お願いすると、それが仕事ですという形では、ここには書いていないので、それはそれで別の話でちょっと考えていかないといけないですね。

◎医療機関関係委員

コーディネーターの役割というよりは、コーディネーターの役割が、市が思っているように全数把握みたいな感じですよと、多分、とてもとてもできないと思うので、会長がおっしゃるとおり、別ルートでつくって、こういう子がいますよという情報を市が集めておいて、コーディネーターさんに一応投げつけるほうがいいのかと思います、全数把握という目的であれば。

◎会長 またそれは新しい議題を立ち上げて。

◎医療機関関係委員 ごめんなさい、そうでした。

◎会長

今のところも含めて、先ほどADHDなどは入れませんよねというところで、2枚目の別表(第3条関係)というところで、支援の対象とする医療的ケアの例示がされています。別表(第3条関係)、人工呼吸器の管理というのがあって、そのほかにも幾つか書いてありますが、この例示は、皆さんの御専門からいって妥当でしょうか。それとも、もう少しこういうのがあったほうがいいのかとかいうことを。これを見て、これがあるからコーディネーターさんにつながる必要があるのだという表になると思うのですが、皆さんの御経験、御専門から御意見をいただけるとありがたいです。

◎教育機関関係委員

私、府中けやきの森学園で教員をしているのですが、府中けやきの森学園に限らず、東京都の学校というのは、東京都の医ケアのガイドラインに沿って医療的ケアを実施しています。そのガイドラインには医ケア10項目というのが挙がっていて、その中の範囲で対応しています。もちろん、いろいろな幅広く対応していただければ、それだけ利用される方はとても助かると思いますが、学校で関わっている者としては、ある程度その整合性があつたほうがスムーズに移行できるのかなというの思います。

◎会長 ちょっと私はそれを知らないのですが、医ケア10項目というのがあるのですか。

◎教育機関関係委員

受けているのは10項目で、例えば、ストマの管理なんかは、学校看護師はやらないのです。

◎会長 ああ、そういう。はい。

◎教育機関関係委員

そうなのですね。透析か、そうですね。10項目の中に入ってこないのも、中にはあります。あとは、気管内挿管……。項目が、こっちは挙がって、ガイドラインには。大体、でも、ガイドラインにも載ってはいるのですけど。

◎会長 ありました。これは学校を超えて、医療とのことを考えたときの項目だと思うのですが、小金井市の今回の医療的ケア児というものを定義したときには、ここまで含めるといってお考えでよろしいでしょうか。

◎事務局

実はこれをつくるときに、世田谷区さんのほうで既にこのような要綱をつくっているの、まず、それを参考にしています。それと、ほかに比較したのが、東京都の重症心身障害児支援事業の中で定義している医ケアとは何かという項目と、それから東京都のほうで令和3年10月に実態調査というのを行っておまして、そのときに医療的ケアの選択肢として挙げていたもの、その辺を参考にしております。

その上で、市内の医療的ケア児に対応している相談支援事業所のほうに確認をさせていただいて、こういった項目で足りているかどうか、あるいは、ちょっと対応困難なものがないだろうかということを見ていただいて、最終的につくったのがこの表という形です。

◎会長 学校を超えてというところまで……。

◎教育機関関係委員

あくまでも、学校って教員が実は対応するところがあるのです。あと、教員と学校介護職員という職種の者がやって、もちろん、看護師さんだけで全部これを回すのであれば、項目は特にあまり気にしなくていいのかなと思いますけど、その違いはあると思います。

◎会長 じゃ、ここにあるからといって、学校はやってくださいというわけではないということですね。

ほかに、この項目。

もし、実際にやってみて、いや、この項目もあったほうがいいのかという、改訂というか、それはこの後もずっとやっていくということですね。

◎事務局 改訂というのが、もし多数あるような状況があれば、あり得ると思います。

ただ、レアケースの対応については、要綱第3条第2項、先ほど資料説明のところでもしましたけれども、「前項の規定に関わらず」というのは、この別表にあるもの以外のものであっても、「市と事業者が協議の上、支援が必要且つ可能であると認められる場合は支援の対象とすることができる」。これはどういうことかといいますと、市のほうで、この人も対象にしてほしいよという人がいたとします。それを事業所と協議して、対応可能だよと

ということになれば受けてもらうというようなことで想定をしています。

そういった中で、長い年月続けていく中で、これ、レアケースじゃなくて一般的にあるねというものがあれば、おっしゃられたように改訂が必要なのかなというふうに考えています。

◎**会長** 第3条の2項の御説明がありました。

では、この別表については、よろしいでしょうか。

では、3枚目の様式第1号の支援対象児支援記録について、記載された項目、ほかにもこういうことがあったほうがいいのではないかというのがありましたら、御意見をお願いいたします。

先ほど聞き取りで書くという感じでおっしゃっていましたが、これは一緒に相談しながら書いていくという形ですかね。

◎**事務局** はい。

◎**会長** 保健機関関係委員、お願いします。

◎**保健機関関係委員**

支援対象児支援記録の中に関係機関を入れる欄があったほうがいいと思います。

◎**会長** その子にとってのリソースがどこにあるかというのが分かるように書いてあるということですね。

◎**保健機関関係委員** その子に関係している訪問診療さんとか、訪問看護さんとか。

◎**会長** どこのこの学校に通っていますよとかいうことも含めてですね。それはまた。

◎**事務局** 実は、先ほどの別表のほうは、ある程度比較対照がある中でつくっているのですけれども、こちらの記録表のほうは、あくまで事務的に私のイメージでつくった部分もありますので、今おっしゃられたような専門的な立場から、実際、現場に関わっている立場から、こういうのがあったほうがいいのではないのかというのを、大変参考になりますので、検討させていただきたいと思います。

◎**会長** お願いいたします。御検討ください。

基本情報と支援記録という形で表裏になっていますけど。

◎**障害福祉機関関係委員**

この記録が、例えば計画相談などが入って、そこまでコーディネーターさんが関わらなくてもいいようなケースとかもあるかもしれないですけれども、これは全員、全数把握というか、全員に必ずこれを書いていただくという感じなのですか。

◎**会長** どうでしょう。

◎**事務局**

先ほどと少し重複しちゃいますけれども、あくまで御本人の意向に沿ってという形です。

◎**会長** 意向に沿ってということですが、強制ではないという。そうすると、いや、難しいな。

◎医療機関関係委員

実際、実用性のところでいくと、これでいいと思うのです。あまり細かく書き過ぎると、それって手間も増えるし、実際、できなくなっちゃうと思うので、本当にシンプルでいいと思うのですけど。全数把握という意味だと、数が増える可能性があるんで、そうするとコーディネーターさんが、医療機関からコーディネーターさんのところに回しますからと来たときに、これに全部電話をかけて、どうですかと聞くのは大変かなと思うので、そうすると、市のほうでも、何かそういう一定情報を吸い上げて整理するというフィルターが別途かかっているのかなという気がします。

◎会長 コーディネーターさんは一人でやるわけではなくということですね。

◎医療機関関係委員

コーディネーターさんは忙しい気がするのですけれども、どうでしょう。

◎会長 自分がコーディネーターだったらと、皆さん、考えていらっしゃいますか。

◎事務局

支援記録は、最初から全部埋まっていなくてもいいのではないかと考えています。例えば、すごく保護者の方が不安で、コーディネーターを紹介しました。相談がないかもしれませんとか、相談をしたいタイミングは人によっていろいろではないかと考えています。本当に必要になったときに、そういえば前、そういう情報ももらっていたというときに思い出して、実際に情報をコーディネーターさんとしては把握していたのですけれども、実際の支援が始まったのは実は1年後とか、そういう場合もあると思うのですね。

なので、そういうときに初めて様々なことが情報として入り、名前と生年月日とケアの内容ぐらいしか分かっていなかったけれども、その後で親御さんの病気の話だとか、状況が変わったことがずっと載って行って、初めて記録が記録として活用していく、そういうこともあるのではないかとイメージしております。

以上です。

◎会長 皆さん、浮かんでいますか。これを必ずというわけでは、全部埋めて、はい、提出して、ストックしておくよというわけではないと。でも、これがあることで支援につながる人たちが増えていくように、少しでもこれを活用できるように、シンプルにしておくということですね。

では、様式としては、現在ではこれでいく。ただ、この活用について、また、どうやって書いてもらうのかというのは話し合う必要がある、話し合うというか、検討していただく必要があるということですね。

では、資料3については、これは参考資料ということですので、同意書について参考資料ということですので、次の議題に進みたいと思いますが、資料2につきましては、よろしいでしょうか。最後、また何かありましたら話していただけたらと思います。

資料3については、参考資料で、これでいいですね。

では、次の議題です。次の議題は、会議録の作成方法についてということでございます。前回の会議録、ございますでしょうか。資料4ですけれども、皆さんありますか。

では、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

◎事務局

まず、資料の書式でございますが、こちら、議事録ということで、日時からあるのですが、実際にホームページ等で公開する際には、市の審議会等で使っている書式、表紙みたいなものがありますので、それにプラスして2枚目からこれになるようなイメージになります、というのを補足させていただきます。

資料4の第1回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会会議録についてですが、資料としては当日配付となりましたが、事前にメールにて校正確認をさせていただいておりますので、どの程度の記載になっているかは、あらかじめ御確認いただけているのかなと思います。

前回の協議会におきまして、会議録の作成方法につきましては、発言者の区分を残した上で要点筆記とすると決まったところでございます。それを踏まえまして今回、会議録を作成いたしましたので、発言者の残し方として、このような形でよいか、また、記録内容として、この程度の要約でよいかということを最終的に確認していただきまして、次回以降、このスタイルでいきたいと思っています。

要約といいましても、かなり原文を残した形にしておりますので、イメージとしましては、もう少し簡易なものをイメージしていた方もいらっしゃるのではないかと考えております。ただ、事務局といたしましては、せっかくの専門分野の方々からの御意見なので、後で読んで内容が分かるようにしておきたいというのが1点、また、もう少しまとめるとなると、どこをまとめる、省略するのかというところが我々では分かりにくいところもありますし、作成に一定の時間と労力を要することになりますので、特段異論がなければ、今後もこの程度の要約でいきたいと考えております。

前回は御説明したとおり、内容に応じて削除したり、あるいは黒塗りするなどを施すことは可能でございますので、そのような必要がある場合には、校正の段階で調製するという前提の下で御了解いただければと考えております。

説明は以上です。

◎会長

事務局からこのような提案がありました。あらかじめ目を通していただいていたと思いますが、会議録の作成方法につきまして、今回、このような形で考えていますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、異議がなければ、会議録の作成方法については、終了したいと思います。

私だけは「副島会長」と、副島と書いてあるけど、まあいいか、どうせ分かるし、と思ったのですけど。

では、以上であらかじめ御用意いただきました議題は終了しましたけれども、その他、何かございますでしょうか。特に御発言なさっていない方々、いかがでしょうか。

◎教育機関関係委員 前はあまり参加しなかったせいで……。

◎会長 このことについてだけでなく、会議の今回の内容について。

◎教育機関関係委員

もしかしたら基本的なところかもしれませんが、資料1の幼児期のところなのですが、「受入の可否」というところがありますが、これに対してと言ったらおかしいですが、これは受け入れる側が可否を、協議の上、決めるという形でよろしいのですかね。

◎会長 この幼稚園、園に関することですね。

◎教育機関関係委員 そうですね。

◎会長 この「受入の可否」というのは、何を意味しているかということですか。

◎教育機関関係委員

はい。私は私の園しか、受入れの可否という、そのイメージが湧かないのですが、ほかのところでは多分、教育上の入園テストみたいな形で行われているところだとか、それから、体育だとかそういったものに重きを置いている幼稚園さんなんかでは、体育テストではないですが、そういったものがあつたりとかするのですけれども、これは各幼稚園だとかの傾向に合わせて考えてよろしいということなのですかね。

◎会長 これはコーディネーターの役割に、その受入れの可否についての調整をするということだと思ふのですけど。

◎教育機関関係委員

そうですね。なので、幼稚園とコーディネーターのほうで協議をして可否を決めるということでもよろしいのですか、これは。

◎会長 なるほど。それは、そこにコーディネーターさんが入るかどうかということですね。

◎教育機関関係委員

受け入れるべきと言われても、施している教育だとか、行っているものによっては受け入れ難いということもあると思うので、各幼稚園で多分、幼稚園さんだとかそういったところで、各施設によって目指しているところがいろいろあるかとは思ふので。

◎会長 なるほど。

そうすると、保育園のほうもそんな感じになりますか。

◎保育関係機関関係委員 受入れの可否についてですね。

◎会長 じゃ、ほかのことだったらまたその後で。今は受入れの可否について。

◎保育関係機関関係委員

可否についてですか。逆に、どういうことかと。多分、保育園でも様々な状況があつたりしますので、そういうことなのかなとはちょっと思ったのですけれども、実際、どうい

うことなのか、ちょっとお聞きしたいですね。

◎**会長** どんなイメージをお持ちでしょうか。

◎**事務局** あくまで医療的ケアについてということですが、希望している保育園なり幼稚園があつて、設備上、ちょっとできるできないというところの施設側と保護者側との調整、間に入って調整するというか、コーディネーターそのものに、できるようにしなさいとかというような権限はないと思っておりますので、あくまでその調整。どうしても、おたくのお子さんの場合は医療的ケアの関係から、この幼稚園は無理だよということになれば、どこに、ほかに受け入れられるところがあるかというのを探したりとか、そういうのをイメージしております。

◎**会長**

よろしいでしょうか。そういうイメージ。別にそこで可否を、コーディネーターは権限を持っているわけではないと。

◎**教育機関関係委員**

ないということですから、例えば施設自体がそぐわないとかということは、協議の段階でこちらのほうから、そういった例では、ちょっとクラスの中で入れるのが難しい、例えば施設自体が、そういったお子さんを受け入れるのにそぐわないとかというようなときには、今、特別支援児だとか、あと、合理的配慮をしなさいとかというのがありますけれども、そういったことに直接歩み寄ったりとかするような指導が入ってくるわけではないと、よろしいですね。

◎**会長** 指導が入るわけではないですけど、きっとこのお子さんは、こういうところに、こういうことを何か配慮すれば、行けるのじゃないでしょうかというような話合いには参加されるということですよ。

◎**事務局** それ、「受入の可否」の次に「可能な場合に必要なケア」というところの調整で、もしその方を受け入れるということになったときに、こういう配慮ができれば受入れ可能ですよとか、そういった調整をしていただくようなイメージです。

◎**教育機関関係委員** 分かりました。

◎**会長** このことに関しても、ちょっと考えていたことに関しても。

◎**保育関係機関関係委員**

今は、実際に保護者の方が、直接、保育園だったり幼稚園だったり御連絡をされて、お話を聞いてという形で受け入れたりということ、そういう状況なのですが、それをこのコーディネーター、実際に保護者の方がかけられる方もいるかと思うのですが、コーディネーターの方が間に入ってくださるというイメージでよろしかったですか。

◎**事務局** おっしゃるとおりで、間に入って調整をします。一緒に、例えば同行してお話を伝えたりとか、そういうところですよ。

◎障害福祉機関関係委員

ここまでの話を聞いていて改めて感じたことなのですけれども、どうしても保護者の方は、目の前のお子さんと日々過ごすことが本当に精いっぱいなのだろうなと思う一方で、ただ、親御さんのできる力というの、コーディネーターの方がそがないように、その距離感、親御さんが今まさに受け止めようとしている時期なのかとか、少し一歩踏み出そうとしている時期なのかとか、そこをうまくつかみながら接していかないと、ただやっていますという、何か独りよがりになってしまわないように、そこだけは気をつけていかないといけないのだなというのは感じました。

◎会長 ほかの委員さんから何かありますか。

◎障害福祉機関関係委員

別表（第3条関係）の医療的ケア児の定義のところ、実際問題、そういった処置はやっていません、ただし、スミス・マギニス症候群という、非常に珍しい遺伝子病、遺伝子に欠陥があって、定期通院すると、本当に耳鼻科から何から、心臓から、内科からの病気で十何科も受けているような子がいます。ぜひ、そうした、医療的ケアは日々受けてはいないのですが、そういう難病の子、非常にお母さんも大変な思いをしているような方もいらっしゃるの、そこはひとつ、一般の知的障害とか、精神障害とか、発達障害のお子さんとはちょっと違う、そういう難病を抱えている子もぜひ範疇に含めていただければなというふうに思います。

◎会長 そういうお子さんが第3条の2項にうまくのるといいですね。

ほかにありますでしょうか。

では、特にないようでしたら、以上で終了いたします。

第3の次年度の開催予定についてです。最後に、次年度の開催予定について事務局より御説明をお願いいたします。

◎事務局

次年度の開催予定についてですが、本協議会の年間スケジュールは、5月と11月に2回開催、市役所内の情報共有の場として、関係課会議を8月と2月の2回、合計4回を定期的な開催とすることを想定しております。

開催日を決定するに当たりましては、幾つか候補日を設定し、委員の皆様様の御都合を確認した上で、出席可能な方が多い日とする形を取っておりましたが、会場の確保や、皆様様の御都合を合わせる事が、必ずしも可能ではないこともありますことから、来年度につきましては、5月と11月それぞれの開催日を年間の予定として決めてしましまして、会場を年度当初に確保し、また、委員の皆様様のスケジュールにつきましても、直前の調整ではなく、可能であればあらかじめ入れておいていただければと考えております。

現時点で会場を確保しているのは、5月26日と11月17日となっておりますが、既にこの日は無理という方が多い場合は、別の日で調整しようかと思っております。

また、この日に限らず、あらかじめ日程を確保することが困難な方、時期が近くなると出席の可否が読めない方というのが多いようであれば、これまでと同様の調整が必要かとも考えておりますので、その点を考慮の上、開催日の決め方につきまして御協議いただければと思います。

事務局からは以上です。

◎会長

御説明いただきましたけれども、次年度の開催予定について、5月26日と11月17日、両方とも金曜日ですが、皆様、スケジュール帳はありますでしょうか。

まず、年間予定がこうやって決まっているというのは、よろしいでしょうか、事前に。はい。

5月26日と11月17日ということですが、皆様、御都合いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、ちょっと早いですけれども、5月26日と11月17日に一応決定ということで、お忙しいとは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。皆様の御予定を確保してください。

では、事務局のほうで会場の確保もよろしく願いいたします。議題等が決まりましたら、開催通知とか、資料等の送付をお願いしたいと思います。

勝手に目標を90分とっていたので。

以上で、令和4年度第2回小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後7時40分閉会)